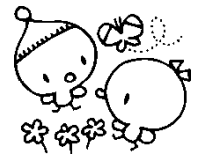


一時預かり事業のご案内



《一時預かり事業とは・・・》

保護者が、週3日程度のパート勤務、通院、冠婚葬祭、心身の負担軽減などの理由により家庭で保育が出来ない場合、お子さんを一時的に保育園でお預かりする事業です。

《利用区分》

(1) 勤務形態等による一時預かり事業

保護者の勤務形態、職業訓練、就学等により、家庭における保育を受けることが困難となった乳幼児を一時的に預かります。

(2) 緊急一時預かり事業

保護者の傷病（通院・入院・医師の指示による自宅療養）、災害、事故、出産、看護・介護、求職活動、冠婚葬祭、学校等行事などの事情により、緊急又は一時的に家庭における保育が困難となった乳幼児を一時的に預かります。

(3) 私的理由による一時預かり事業

保護者の育児に伴う心理的又は肉体的な負担を軽減するため乳幼児を一時的に預かります。
※利用日数については、月12日が限度（ただし、(3)の事業については、月4日が限度）

《対象児童》美濃加茂市で住民登録している生後8ヶ月から小学校就学前の児童

※保育園等の支給認定区分が2号・3号の児童はご利用いただけません。

《実施保育園》

- ・あじさい保育園：田島町2丁目2番38号 電話 0574-26-2110
- ・ニチキッズ美濃加茂保育園：あじさいヶ丘3丁目11番地10 電話 080-1371-5300 0574-24-0021
- ・蜂友学舎保育園：蜂屋町中蜂屋4469番地1 電話 0574-42-6061

《定員》あじさい保育園・蜂友学舎保育園…6人 ニチキッズ美濃加茂保育園…5人

《お預かりできる時間》

平日 午前8時30分から午後4時30分まで

土曜日 午前8時30分から正午まで

日曜・祝祭日、年末年始等の保育園の休園日はお休みです。

また、保育園の行事等によりお預かりできない日もあります。



《保育料金等》

区 分	保 育 料（一日）		給食代 (おやつ代を含む) 300円
	3歳未満児	3歳以上児	
4時間以内の場合	1,200円	1,000円	
4時間を超える場合	2,000円	1,800円	

※ただし、生活保護法により被保護世帯及び前年度市町村民税非課税世帯である母子家庭等は保育料が免除になる場合があります。

《申請方法》

窓口もしくはネットで申請できます。（ネット予約についてはお問い合わせください）

窓口での申請の際は申請書（市役所こども課にあります。また美濃加茂市役所ホームページよりダウンロードできます）を市役所こども課へ提出してください。

※1 申請は、利用希望日の前の月1日から前日まで受け付けます。

※2 体調の悪いお子さんや治療（飲み薬の服用等）が必要なお子さんを預かることはできません。

※3 お子さんや同居家族で、新型コロナウイルス感染が疑われる時や自宅待機になっている時は預かることはできません。

※4 食物アレルギーのあるお子さんは、事前に医師の診断書の用意と園での面談がありますのでご相談ください。給食の提供ができない場合もあります。

※5 利用を中止される場合は「一時預かり事業利用中止届（要印鑑）」をご提出下さい。

《問い合わせ》美濃加茂市子育て支援課 美濃加茂市健康のまち一丁目2番地 TEL0574-66-1380



F A Q

- Q1** 私的理由で4日間利用申し込みをしました。その後、別の日に病院に行くことになり、追加で利用したいのですが、利用することはできますか？
- A1** 一時預かりを利用できる日数は、預ける児童一人につき、1ヵ月12日です。追加分を別途申請してください。ただし、そのうち私的理由で利用できる日数は、4日が限度となります。
- Q2** 利用申込をしましたが、都合により利用しなくなります。キャンセル料は必要になりますか？
- A2** 利用を取りやめる場合は、利用日の前日までに「一時預かり事業利用中止届(要印鑑)」をご提出ください。この場合、保育料、給食代ともにキャンセル料は必要ありません。
- Q3** 短時間(4時間未満)の利用ですが、昼食代は必要ですか？
- A3** 昼食時間帯(午前11時30分から午後0時30分まで)に掛かる利用をするときは、給食代の負担又は弁当の持参をしてください。集団で活動をするため特別扱いはしませんので、ご理解ください。
- Q4** 郵送、メール、ファクシミリ等での申し込みは受け付けてもらえませんか？
- A4** 利用申し込みは、窓口およびネットでのみ先着順で受け付けをしています。ネット予約につきましてはお問い合わせください。なお、緊急性の高いもので当日利用を申込場合は、こども課へ電話でお問い合わせいただき、「一時預かり事業利用許可申請書」を窓口にご提出ください。ただし、定員等により、許可できない場合もあります。
- Q5** 給食をお願いしていましたが、弁当を持たせることにしました。給食を取消できますか？
- A5** 前日までに、「一時預かり事業利用許可申請書」にて、取消(変更)の申し出を窓口にてお願いをします。
- Q6** 利用許可を受けている利用日について、あとから預ける時間変更することはできますか？
- A6** 利用時間の変更内容によって、次のように取り扱います。
- (1) 保育料が変更になる時間の変更の場合(4時間利用から8時間利用に変更など)
前日までに窓口で、「一時預かり事業利用許可申請書」により、変更内容を申請してください。
当日の変更で一時預かり時間が短くなっても保育料は変えませんが、長くなるときは4時間超の保育料でお願いします。
 - (2) 預ける時間を若干変更する場合(保育料が変更にならないとき)
前日までに、利用保育園に直接連絡を入れてください。
 - (3) お迎えの時間を変更する場合(保育料が変更にならないとき)
前日まで、または当日お預けされる時に、利用保育園に直接連絡を入れてください。
- Q7** 4月の4、5、6日に一時預かり事業を利用したいと思います。4月6日に3歳の誕生日を迎える子の保育料はいくらになりますか？
- A7** 満3歳を迎えた日から3歳以上の保育料をお願いします。4日は3歳未満の保育料、5、6日は3歳以上の保育料となります。